

芦屋町内マリン事業者へのヒアリング報告

1 対象事業者

- 株式会社ヨットハーバー芦屋 芦屋町大字山鹿 2047 番地
 - 芦屋マリーナ 芦屋町山鹿 40-15
- ※芦屋マリーナについては経営者とのヒアリングができていないため再度実施予定

2 ヒアリング日程

平成 30 年 2 月 8 日（木）

3 ヒアリングの目的、内容

- 芦屋港活性化推進委員会・プレジャーボート係留施設専門分科会による検討を行っていることの情報提供を行う。
- 国交省遠賀川河川事務所が遠賀川流域における不法係留船対策において利用状況などの調査を実施し情報提供されているが、専門分科会での検討において特にサービス内容など把握したい情報を得る。
- 芦屋港にプレジャーボート係留施設を整備することに対する意見徴収。

4 事業者の意見

- 遠賀川流域の不法係留船対策であれば特に意見することはない。レジャー目的とは言っても過去のリゾート計画のようなものではないので特に意見もない。
- 競合する部分は必ず出てくるが、利用者が選択するものであり、それで利用者が出ていったとしてもそれは仕方ない。整備しなくてももらいたいといった意見は持っていない。
- 水上保管であれば全く問題はない。競合もあり得ない。ただし、陸上保管施設を整備するのであれば多少なり影響もあるため、改めて内容を聞きたい。
- 整備する場合の留意事項についてアドバイスを受ける。（台風や強風時に船同士が干渉し傷ができた場合の責任所在の明確化や水道設備の必要性（利用料は利用者負担）など）